

# 平成18年田村市議会6月定例会会議録

(第4号)

○会 議 月 日 平成18年6月23日(金曜日)

## ○出 席 議 員 (26名)

議 長 宗 像 公 一

1 番 樽 井 義 忠 議 員	2 番 大 和 田 博 議 員
3 番 菊 地 武 司 議 員	4 番 遠 藤 正 徳 議 員
5 番 橋 本 賢 議 員	6 番 先 崎 温 容 議 員
7 番 菅 野 善 一 議 員	8 番 白 石 治 平 議 員
9 番 吉 田 豊 議 員	10 番 長 谷 川 元 行 議 員
11 番 半 谷 理 孝 議 員	12 番 柳 沼 博 議 員
13 番 橋 本 紀 一 議 員	14 番 石 井 市 郎 議 員
15 番 佐 久 間 金 洋 議 員	16 番 猪 瀬 明 議 員
17 番 松 本 熊 吉 議 員	18 番 橋 本 文 雄 議 員
19 番 村 越 崇 行 議 員	20 番 佐 藤 忠 議 員
21 番 箭 内 仁 一 議 員	22 番 秋 元 正 登 議 員
23 番 安 藤 嘉 一 議 員	24 番 石 井 忠 治 議 員
25 番 本 田 仁 一 議 員	

## ○欠 席 議 員 (な し)

## ○説明のため出席した者の職氏名

市 長 富 塚 宥 暲	助 役 鹿 俣 潔
収 入 役 村 上 正 夫	総 務 部 長 相 良 昭 一
企 画 調 整 部 長 郡 司 健 一	生 活 福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長 秋 元 正 信
産 業 建 設 部 長 塚 原 正	滝 根 行 政 局 長 青 木 邦 友

大越行政局長	吉田良一	都路行政局長	新田正
常葉行政局長	白石幸男	船引行政局長	佐藤輝男
総務部参事 兼総務課長	佐藤健吉	総務部財政課長	助川弘道
企画調整部参事 兼観光交流課長	白土哲二	生活福祉部 参事兼保健課長	加藤与市
産業建設部 参事兼産業課長	坂本謹威知	教育委員会 委員長	白岩正信
教育委員会教育長職務代理者 兼教育次長	宗像泰司	教育委員会 教育総務課長	鈴木喜治
選挙管理委員会 事務局長	佐藤健吉	代表監査委員	武田義夫
監査委員 事務局長	渡辺新一	農業委員会事務局長 兼総務課長	根本徳位
水道事業所長	助川俊光		

○事務局出席職員職氏名

事務局長	白石喜一	総務課長	渡辺新一
主任主査	斎藤忠一	主事	大越貴子

○議事日程

- 日程第 1 付託議案の委員会審査結果報告
- 日程第 2 議案第 68 号 田村市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 69 号 田村市下水道事業分担金条例の制定について
- 日程第 4 議案第 70 号 田村市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 71 号 田村市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 72 号 田村市税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 73 号 田村市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 74 号 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部

を改正する条例について

- 日程第 9 議案第 7 5 号 田村市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 7 6 号 田村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 7 7 号 平成 1 8 年度田村市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 2 議案第 7 8 号 平成 1 8 年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 3 議案第 7 9 号 平成 1 8 年度田村市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 4 議案第 8 0 号 平成 1 8 年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 5 議案第 8 1 号 平成 1 8 年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 6 議案第 8 2 号 字の区域の変更について
- 日程第 1 7 議案第 8 3 号 財産の取得について
- 日程第 1 8 議案第 8 4 号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び同組合規約の変更について
- 日程第 1 9 請願第 1 号 コミュニケーション保障に係わる手話通訳・要約筆記についての請願書
- 日程第 2 0 陳情第 1 号 市道尾ノ内柏原線の改良・舗装に関する陳情書
- 日程第 2 1 陳情第 2 号 「米国産等牛肉の輸入再開に抗議し、B S E の万全な対策を求める」陳情書
- 日程第 2 2 陳情第 3 号 日本と同等の安全対策のないアメリカ産牛肉の輸入再開に反対する陳情
- 日程第 2 3 陳情第 4 号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる陳情の継続審査について
- 日程第 2 4 議案第 8 5 号 堀田辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 2 5 同意第 2 号 田村市教育委員会の委員の任命について
- 日程第 2 6 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について

日程第 27 発議第 4 号 議会広報編集特別委員会設置に関する決議について

日程第 28 議員派遣の件

追加日程

日程第 1 発議第 5 号 輸入牛肉の B S E 問題に対し万全な対策を求める意見書の提出について

---

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前 10 時 13 分 開議

○議長（宗像公一） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 26 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した議事日程（第 4 号）のとおりであります。

---

日程第 1 付託議案の委員会審査結果報告

○議長（宗像公一） 日程第 1、付託議案の委員会審査結果報告を行います。

各常任委員会に付託しておりました議案第 68 号 田村市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてから議案第 84 号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び同組合同規約の変更についてまでの 17 議案について、各常任委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長白石治平君。白石総務企画常任委員長。

（総務企画常任委員長 白石治平登壇）

○総務企画常任委員長（白石治平） 御報告いたします。

定例会 7 日目の本会議において総務企画常任委員会に付託されました平成 18 年度田村市一般会計補正予算、田村市滝根町観光事業特別会計補正予算及び市条例の一部改正など議案 7 件について 6 月 19 日所管課ごとに審査を行いましたので、審査経過と結果について御報告いたします。

6 月 19 日午前 10 時 30 分、委員 7 名出席のもと総務企画常任委員会を開会いたし、初めに議案第 70 号 田村市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について審査

を行いました。本案は市職員の勤務時間について平成18年4月人事院規則の改正が公布されたことに伴い、国に準じて休息時間を廃止するほか、休憩時間の見直し、さらには育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務の対象範囲を拡大するとともに、放課後児童健全育成事業の出迎えについて適用するため改正しようとするものであり、審査の結果、全委員一致、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号 田村市長期継続契約を締結することのできる契約に関する条例の制定について申し上げます。本案は、従来債務負担行為によることなく複数年数にわたり締結できる契約は、地方自治法第234条の3の規定により電気、ガス、水の供給などに限定されておりましたが、地方自治法及び同施行令の改正に伴い、一定の条件のもと新たな長期継続契約の対象を条例で定めることができることとなったので、事務及び教育用機器、車両などにかかわる賃貸借契約並びに庁舎等の清掃、警備及び維持管理などの委託業務契約について、この契約の対象とするため制定しようとするものであります。審査の過程で、市内公共施設に設置しているエレベーターの定期点検結果に対する質疑がなされ、いずれも異常を認めないとの報告を得ているとのことであります。

以上、審査の結果全委員一致、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 田村市税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は平成18年3月の地方税法の改正が公布されるに伴い、平成18年7月から施行すべき事項について改正しようとするものであります。

審査の結果、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号 田村市税特別措置条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、農村地域工業等導入促進法における特別工業導入地区について工業の誘致を図る観点から、一定条件のもと固定資産税を3カ年免除する減免措置が平成18年3月31日付で終了することから、同日付でさらに2年間延長する総務省令が改正されたことに伴い、平成20年3月31日まで延長しようとするもので、審査の結果、全委員一致、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号 平成18年度田村市一般会計補正予算(第1号)について申し上げます。本案は、各委員会に分割付託されましたことから、本委員会に係る所管課ごとに歳入歳出補正予算について審査を行いました。

歳入の主なものは、国のたばこ税率引き上げに伴う市たばこ税の追加や国民健康保険税に対する支援として交付されてきた保険基盤安定負担金が平成18年度以降も継続して交付さ

れることによる国庫支出金の追加等であります。

歳出の主なものは、コミュニティー助成事業、助成交付決定に伴うものと、予算の組みかえによる補正であり、いずれも歳入に見合った歳出を予算化したもので、審査の結果、全委員一致、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号 平成18年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額を変えずに調理機器の更新のための処分料、備品購入費及び「あぶくまの天然水」充てん機の修繕費用を追加し、予備費を減額しようとするものであり、審査の結果、全委員一致、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び同組合理約の変更について申し上げます。本案は、会津地区広域事業組合が平成18年9月1日付で会津若松地方広域市町村圏整備組合に編入統合することから、同組合が同年8月31日解散により福島県市町村総合事務組合を脱退することにつきましての協議に関し、異議がない旨議会の議決を求められたものであり、審査の結果、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務企画常任委員会に付託されました全議案については、審査の結果、すべて原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。御審議の上、御議決くださるようお願いいたします。

○議長（宗像公一） 次に、生活福祉常任委員長半谷理孝君。半谷生活福祉常任委員長。

（生活福祉常任委員長 半谷理孝登壇）

○生活福祉常任委員長（半谷理孝） 御報告申し上げます。

生活福祉常任委員会審査結果報告書。平成18年田村市議会6月定例会において議案付託表により当委員会に付託のありました議案7件につきまして、6月19日に当局より関係部課長等の出席を求め審査を行いました。その審査結果は、お手元に配付の委員会審査報告のとおりであります。以下、その審査の経過と結果について概要を御報告いたします。

初めに、議案第73号 田村市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、手数料を徴しない減免措置の戸籍手数料について、各法令において条例の定めるところによることができると規定されていることから、改正を行うべきものであります。審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、障害者自立支援法の施行により、本年4月1日より自立

支援医療費が創設されたことに伴い、従来の身体障害者福祉法による更生医療に係る徴収金、児童福祉法による育成医療に係る徴収金、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による通院医療に係る負担金が廃止されたことにより、給付対象医療費を改めるものであります。審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号 田村市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は田村市国民健康保険運営協議会の委員の定数に退職被保険者等の療養の給付等に係る費用の一部が被用者保険者からの拠出金で賄われることから、代表する委員2名を加えるものであります。審査の過程で2名を選任する根拠について質疑がなされ、当局より退職被保険者及びその被保険者の数が1,500人以上で、かつ全体に占める割合が3%以上である市町村と示されており、本市の場合は平成18年3月末現在、被保険者数が1,958人で9.85%となっており、新たに2名をつけ加えるものであるとの説明がありました。審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号 田村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、国民健康保険税について課税の対象となる世帯数、被保険者数、所得額、資産額等の確定に伴い、それぞれの税率を改めるものであります。また、その税率は合併協定書に基づき、医療分においては平成17年度に引き続き不均一課税を行うものであります。審査の過程において、本市の国民健康保険税は総体的に見てほかの市町村に比べどうなのか、質疑がなされ、当局より平成16年度分の県内各市の一人当たりの保険税の額の説明がありました。審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号 平成18年度田村市一般会計補正予算(第1号)についてであります。生活福祉部所管の歳出予算を審査いたしました。審査の過程において、衛生費の斎場費について耐火れんが補修の工事請求費で、補修面積はどれくらいかの質疑がなされ、当局より補修面積は約2.6平方メートルとの説明がありました。また、民生費の国民健康保険特別会計繰出金の中の国保連合会負担金の減額について、出産育児一時金の適用時期について質疑がなされ、当局より10月1日からということ考えているとの説明がありました。審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号 平成18年度田村市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。今回の補正は、現時点で見込まれる医療費の動向及び応能割、応益割を勘案して税率を改正し、医療分では市全体では一人当たりの税額は引き下げとなるもので、歳入では平成17年度の決算見込みにより繰越金を国民健康保険税の軽減の財源に充てるもので

あります。審査の過程で、県国保連合会負担金の54万2,000円減額の根拠について質疑がなされ、当局より、負担金額は国保連合会から決定されていないことから、前年度並みの予算を計上していたが、今回、連合会負担金の決定に伴い減額を行うものとの説明がありました。審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号 平成18年度田村市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。補正の内容は、平成17年度支払基金交付金の精算に伴い、償還金に係る経費を増額するものであります。審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、生活福祉常任委員会の審査結果の報告といたします。よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（宗像公一） 次に、産業建設常任委員長松本熊吉君。松本産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 松本熊吉登壇）

○産業建設常任委員長（松本熊吉） 平成18年田村市議会6月定例会において、議案付託表により当委員会に付託のありました条例の制定案1件、平成18年度補正予算案2件、字の区域の変更案件1件、計4件の議案につきまして6月19日、20日の二日間にわたり、委員6名出席のもとそれぞれ審査をいたしましたので、経過並びに結果について報告いたします。

当委員会に付託されました4件の審査結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも全員一致の決定であります。以下、審査の過程において議論されました事項等につき、その概要を申し上げます。

まず、議案第69号 田村市下水道事業分担金条例の制定についてであります。本案は、公共下水道の認可区域外から下水道に接続する場合に、田村市下水道事業受益者負担金条例に準じて分担金を徴収するため、条例を制定するものであります。区域外接続が予定される施設は、現在、常葉町に建設中の特別老人ホームときわ荘であります。審査中、特に意見もなく可決すべきものと決しております。

次に、議案第77号 平成18年度田村市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。本委員会では、産業建設部所管の歳出予算を審査いたしました。産業課所管の予算審査の過程では、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業に関して質問がなされました。当該事業は、本年度モデル事業として牧野地区が事業採択を受けておりますが、本格実施となる来年度に向けて対象区域、事業内容等に関し、現在、国・県において調整中とのことであり。今回の補正予算は制度の調整に係るものであります。多くの方が取り組めるような制度となることを期待する意見が出されました。また、本年度から開始されました福島県森林環境税

交付金のうち、基本枠分195万8,000円が計上されており、森林組合や学校と連携して森林教室などを実施するものであります。

地域提案重点枠については、現在、田村の森づくり懇談会において検討しており、近く提案されるとのことです。その他の補正は、県補助金の内示を受けての増減であり、可決すべきものと決定いたしました。

建設課所管について申し上げます。

土木費において市道の新設・改良工事費の組みかえによる補正予算が計上されております。特に質疑等もなく可決すべきものと決しております。

議案第80号 平成18年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

滝根事業区域における施設の改良事業において、国庫補助金が増額内示されたことにより、来年度に予定されていた工事を前倒しして実施する予算が計上され、予算が総額520万2,000円追加されております。可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号 字の区域の変更について申し上げます。

平成12年度から都路行政局管内において施行されてまいりました経営体育成基盤整備事業戸屋南地区が今年度事業の最終年度を迎え、換地処分を受けることによるものであります。特に質疑もなく可決すべきものと決定しております。

以上が産業建設常任委員会の審査の主な内容であります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（宗像公一） 次に、文教常任委員長吉田 豊君。吉田文教常任委員長。

（文教常任委員長 吉田 豊登壇）

○文教常任委員長（吉田 豊） 文教常任委員会報告を申し上げます。

定例会7日目の本会議において、文教常任委員会に付託されました議案第77号 平成18年度田村市一般会計補正予算（第1号）歳出のうち、教育費及び議案第83号 財産の取得について、去る6月20日に議案審査を実施いたしましたので、審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

議案第77号 平成18年度田村市一般会計補正予算（第1号）について、歳出のうち教育費であります。既定の教育費歳出予算の総額に235万3,000円を増額し、教育費歳出予算の総額を23億9,172万4,000円にするものであります。主なものにつきましては、小学校特別支援教育介助員設置に伴う経費及び学校給食センターへの生ごみ処理機設置に要する経費の追

加に伴う補正であり、審議した結果、原案通り可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、小学校特別支援教育介助員設置に伴う経費につきまして、就学指導審議会の見解を考慮し、安全対策の意味からも介助員の設置が必要であると判断した上で、それに要する経費の計上を行ったとの説明がありました。当初予算ではなく、今回の補正での計上になったのかの質疑に対しては、教職員の人事異動に伴う環境変化を見きわめる期間が必要だったためとの回答がなされました。また、生ごみ処理機設置に要する経費についてリースとした理由についての質疑があり、耐用年数を考慮し、また、財政負担を5年間平均にするためとの回答がなされました。なお、生涯学習課所管の質疑の中で、各種大会の実行委員会等と行政のかかわりについて意見がありました。

議案第83号 財産の取得についてであります。船引公民館に配置している巡回スポーツ車及び大越公民館に配置しているスクールバスについて、購入後12年及び16年が経過し、走行距離からも安全運行の確保のため更新しようとするものであるとの説明があり、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。御審議の上、議決くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（宗像公一） これをもちまして、付託議案の委員会審査結果報告を終わります。

---

日程第2 議案第68号 田村市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について

○議長（宗像公一） 日程第2、議案第68号 田村市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第69号 田村市下水道事業分担金条例の制定について

○議長(宗像公一) 日程第3、議案第69号 田村市下水道事業分担金条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第70号 田村市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(宗像公一) 日程第4、議案第70号 田村市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第71号 田村市税条例の一部を改正する条例について

○議長（宗像公一） 日程第5、議案第71号 田村市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第72号 田村市税特別措置条例の一部を改正する条例について

○議長（宗像公一） 日程第6、議案第72号 田村市税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第73号 田村市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長(宗像公一) 日程第7、議案第73号 田村市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第74号 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（宗像公一） 日程第8、議案第74号 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第75号 田村市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（宗像公一） 日程第9、議案第75号 田村市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第76号 田村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（宗像公一） 日程第10、議案第76号 田村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第77号 平成18年度田村市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（宗像公一） 日程第11、議案第77号 平成18年度田村市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第78号 平成18年度田村市国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号) について

○議長(宗像公一) 日程第12、議案第78号 平成18年度田村市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第79号 平成18年度田村市老人保健特別会計補正予算(第1号)について

○議長(宗像公一) 日程第13、議案第79号 平成18年度田村市老人保健特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第80号 平成18年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(宗像公一) 日程第14、議案第80号 平成18年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第81号 平成18年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（宗像公一） 日程第15、議案第81号 平成18年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第82号 字の区域の変更について

○議長（宗像公一） 日程第16、議案第82号 字の区域の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第83号 財産の取得について

○議長（宗像公一） 日程第17、議案第83号 財産の取得についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第84号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少  
及び同組合同約の変更について

○議長（宗像公一） 日程第18、議案第84号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の

減少及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第19 請願第1号 コミュニケーション保障にかかわる手話通訳・要約筆記  
についての請願書

○議長(宗像公一) 日程第19、請願第1号 コミュニケーション保障にかかわる手話通訳・要約筆記についての請願書を議題といたします。

常任委員長から審査結果の報告を求めます。生活福祉常任委員長半谷理孝君。半谷生活福祉常任委員長。

(生活福祉常任委員長 半谷理孝登壇)

○生活福祉常任委員長(半谷理孝) 報告いたします。

生活福祉常任委員会審査結果報告書。平成18年田村市議会6月定例会において請願・陳情文書表により当委員会に付託のありました請願1件につきまして、6月19日に審査を行いました。その審査結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであります。

以下、その審査の経過と結果について概要を御報告いたします。

請願第1号 コミュニケーション保障にかかわる手話通訳・要約筆記についての請願書ですが、本請願の趣旨は聴覚障害者のコミュニケーション保障にかかわる手話通訳・要約筆記については、障害者自立支援法において必須事業とされ、その事業実施及びその費用

負担を聴覚障害者に求めないことを田村市に対して求めるものであります。

審査の結果、本請願は趣旨もつともであり、採択すべきものと決しました。

以上、生活福祉常任委員会の審査結果の報告といたします。よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（宗像公一） 常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

---

日程第20 陳情第1号 市道尾ノ内柏原線の改良・舗装に関する陳情書

○議長（宗像公一） 日程第20、陳情第1号 市道尾ノ内柏原線の改良・舗装に関する陳情書を議題といたします。

常任委員長から審査結果の報告を求めます。産業建設常任委員長松本熊吉君。松本産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 松本熊吉登壇）

○産業建設常任委員長（松本熊吉） 陳情第1号 市道尾ノ内柏原線の改良・舗装に関する陳情書の審査結果を申し上げます。

本件陳情は、19日に現地に赴き調査を実施して審議に臨みました。審査の過程では、当該路線は芦沢地区柏原と遠山沢地区を連絡する重要な生活路線である。また、生徒の通学路でもあることを考慮すると改良・整備が必要であるとの総意に達し、当委員会としては採択すべきものと決定いたしました。以上であります。

○議長（宗像公一） 常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

---

日程第21 陳情第2号 「米国産等牛肉の輸入再開に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情書

○議長（宗像公一） 日程第21、陳情第2号 「米国産等牛肉の輸入再開に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情書を議題といたします。

常任委員長から審査結果の報告を求めます。産業建設常任委員長松本熊吉君。松本産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 松本熊吉登壇）

○産業建設常任委員長（松本熊吉） 陳情第2号 「米国産等牛肉の輸入再開に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情書の審査結果を報告いたします。

当委員会には、本件陳情第2号のほか、陳情第3号 日本と同等の安全対策のないアメリカ産牛肉の輸入再開に反対する陳情が付託されました。陳情の内容は、いずれもアメリカなど輸出国の検査体制が不備であるとの理由から、輸入再々開に反対する意見書を提出願いたい旨の趣旨であります。このため、この陳情2件を一括して審査したところであります。審査の中では、国民の食の安全を守るため、輸入牛のBSE問題には万全な対策が必要であるとの意見が出され、採択すべきものと決定いたしました。以上であります。

○議長（宗像公一） 常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

---

日程第22 陳情第3号 日本と同等の安全対策のないアメリカ産牛肉の輸入再開に反対する陳情

○議長(宗像公一) 日程第22、陳情第3号 日本と同等の安全対策のないアメリカ産牛肉の輸入再開に反対する陳情を議題といたします。

常任委員長から審査結果の報告を求めます。産業建設常任委員長松本熊吉君。松本産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 松本熊吉登壇)

○産業建設常任委員長(松本熊吉) 陳情第3号 日本と同等の安全対策のないアメリカ産牛肉の輸入再開に反対する陳情について申し上げます。

先ほどの陳情第2号の報告で申し上げましたとおり、一括して審査いたしましたので、同じ理由から採択すべきものと決定したものであります。以上です。

○議長(宗像公一) 常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

---

日程第23 陳情第4号 品目横断的経営安定対策にかかわる陳情の継続審査について

○議長（宗像公一） 日程第23、陳情第4号 品目横断的経営安定対策にかかわる陳情の継続審査についてを議題といたします。お手元に配付のとおり、産業建設常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本件は産業建設常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

ここで、休憩に入ります。

再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（宗像公一） 再開いたします。

---

日程第24 議案第85号 堀田辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（宗像公一） 日程第24、議案第85号 堀田辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 議案第85号 堀田辺地に係る総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、堀田辺地に係る現行計画の農道宇道線及び鳴子線につきまして、一部事業費等に変更が生じたことに伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づき、本計画を変更しようとするものであります。

細部につきましては所管部長より補足説明をいたさせますので、御了承賜りたいと存じます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（宗像公一） これをもって提案理由の説明を終わります。

次に、企画調整部長から補足説明を求めます。郡司企画調整部長。

○企画調整部長（郡司健一） 議案第85号 堀田辺地に係る総合整備計画の変更について補足して御説明申し上げます。

本案は、昨年の田村市議会6月定例会において御議決を賜りました堀田辺地に係る総合整備計画に掲げた市道や農道の整備、携帯電話通話不能地域格差是正事業などのうち、農道宇道線と農道鳴子線の2路線につきまして横断暗渠や側溝敷設などの工種変更に伴い、事業計画を変更しようとするものであります。なお、事業計画の変更内容につきましては、あらかじめ福島県との協議を終了しております。

以上、補足説明といたします。

○議長（宗像公一） これで補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第85号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、議案第85号については委員会付託を省略することに決定しました。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第25 同意第2号 田村市教育委員会の委員の任命について

○議長(宗像公一) 日程第25、同意第2号 田村市教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。富塚市長。

○市長(富塚宥暲) 同意第2号 田村市教育委員会の委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、平成18年5月12日に任期満了となりました大橋前教育委員の後任の教育委員を選任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

任命いたしたい者といたしましては、田村市大越町上大越字元池124番地2、佐藤善嗣。昭和34年9月17日生まれであります。

慎重御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(宗像公一) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、同意第2号については委員会付託を省略

することに決定しました。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

---

#### 日程第26 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

○議長（宗像公一） 日程第26号、諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

本案は、大越町から推薦されておりました佐々木セツ委員が、本年9月30日任期満了となることから、人権擁護委員の後任の委員を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

推薦いたしたい者といたしましては、大越町下大越字宮山232番地 関根かつえ。昭和19年6月17日生まれであります。

慎重御審議の上、御答申賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宗像公一） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第2号については、会議規則第37条第2項の規定によ

り委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、諮問第2号については委員会付託を省略することに決定しました。

---

○議長(宗像公一) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

本案は原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり推薦することに決しました。

---

日程第27 発議第4号 議会広報編集特別委員会設置に関する決議について

○議長(宗像公一) 日程第27、発議第4号 議会広報編集特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

提出者先崎温容君から提案理由の説明を求めます。先崎温容君。

○6番(先崎温容) 朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

議会広報編集特別委員会設置に関する決議

次のとおり議会広報編集特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 議会広報編集特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び田村市議会委員会条例第6条
3. 目 的 平成18年6月定例会から平成19年3月定例会までの期間における議会広報紙発行にかかる調査編集を実施する。
4. 委員の定数 8名
5. 期 間 平成19年5月31日まで

以上、議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（宗像公一） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議会広報編集特別委員に大和田博君、先崎温容君、長谷川元行君、猪瀬 明君、橋本文雄君、村越崇行君、石井忠治君、本田仁一君、以上8名を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会広報編集特別委員会委員に選任することに決定しました。

---

○議長（宗像公一） ここで、正副委員長互選のため、議会広報編集特別委員会を開きます。

委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに議員控室において議会広報編集特別委員会を招集します。

暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

---

午前11時28分 再開

○議長（宗像公一） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議会広報編集特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

議会広報編集特別委員長、石井忠治君。議会広報編集特別副委員長、橋本文雄君。

以上のとおりであります。

ここで、ただいま選任されました正副委員長より就任のごあいさつをお願いいたします。

議会広報編集特別委員長石井忠治君。石井議会広報編集特別委員長。

○議会広報編集特別委員長（石井忠治） ただいま議会広報編集特別委員長に選任されました石井忠治でございます。もとより、議会と市民をつなぐ大切な議会報でございます。皆様の御協力をいただきながら任務を全うしてまいりたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

○議長（宗像公一） 次に、議会広報編集特別副委員長橋本文雄君。橋本議会広報編集特別副委員長。

○議会広報編集特別副委員長（橋本文雄） ただいま議会広報編集特別副委員長に選任されました橋本文雄でございます。もとより、浅学非才ではございますが、委員長を補佐し精いっぱい務めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（宗像公一） これで議会広報編集特別正副委員長のあいさつを終わります。

---

#### 日程第28 議員派遣の件

○議長（宗像公一） 日程第28、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第160条の規定により、お手元に配付してありますとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午前11時31分 休憩

---

午前11時42分 再開

○議長（宗像公一） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加議案の取り扱いについて、議会運営委員会において協議をされましたので、その結果について議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長、先崎温容君。先崎議会運営委員長。

○議会運営委員長（先崎温容） 先ほど、追加議案の取り扱いにつきまして議会運営委員会を開催し協議をいたしましたので、その結果について御報告いたします。

発議第5号 輸入牛肉のBSE問題に対し万全な対策を求める意見書の提出について協議の結果、日程に追加することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宗像公一） ただいま、議会運営委員長から報告がありました。議会運営委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議会運営委員長報告のとおり、日程第1、発議第5号を日程に追加し、直ちに議題とすることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、議事日程（第4号の追加1）のとおり、日程第1、発議第5号を日程に追加し直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

追加日程第1 発議第5号 輸入牛肉のBSE問題に対し万全な対策を求める意見書の提出について

○議長（宗像公一） 日程第1、発議第5号 輸入牛肉のBSE問題に対し万全な対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局書記。

○事務局書記（渡辺新一） では、朗読いたします。

発議第5号

輸入牛肉のBSE問題に対し万全な対策を求める意見書の提出について  
田村市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

平成18年6月23日提出

提出者 田村市議会議員 松本熊吉

賛成者 田村市議会議員 佐藤 忠

賛成者 田村市議会議員 石井 市郎

次のページ、裏のページになりますが、ごらんいただきたいと思います。

## 輸入牛肉のBSE問題に対し万全な対策を求める意見書（案）

日本政府は昨年12月12日、米国・カナダ産牛肉の輸入再開を決定し、輸入が開始されたが、本年1月20日、米国から輸入された牛肉から特定危険部位の脊柱が発見され、再び輸入停止を決定したところである。

このことは、米国のBSE対策や輸出プログラムがずさんであり、輸出先消費者の健康に対していかに無責任であるかを示すものであり、到底受け入れがたい。

米国産牛肉は、①と畜される牛で、BSE検査を行っているのは極めて少ないこと。②生産・流通履歴をたどる制度が確立していないため、正確な月齢が判定できず、目視による骨化や肉質の状況での月齢判定は誤差を生じさせること。③日本は全ての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行っているのに対し、米国は30カ月齢以上の牛に限られていること。④米国では、除去された特定危険部位は処分されず、肉骨粉の原料とされ、豚や鶏の飼料として流通している。このため、飼料の製造段階での混入・交差汚染や、給餌時に誤って牛に与える危険性があること。など、日本に比べてBSE対策は極めて不十分なままである。

今般、米国産牛肉の輸入再々開が日米政府間で決定されたが、我が国消費者の不信感を払拭し、安心して消費できる内容には至っていない。

以上の趣旨から、下記事項について確実にその実現を図るよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 記

1. 米国・カナダ産の牛肉等の再評価を行うこと。
2. 輸入時の検査体制を強化し、最大限の検査を行うこと。
3. 牛肉を使用した外食、加工品等すべてに原料産地表示を義務化すること。

内閣総理大臣 小泉純一郎 様

厚生労働大臣 川崎二郎 様

農林水産大臣 中川昭一 様

食品安全担当大臣 松田岩夫 様

平成18年6月23日

田村市議会議長 宗像公一

以上でございます。

○議長（宗像公一） 提出者松本熊吉君から、提案理由の説明を求めます。松本熊吉君。

○17番（松本熊吉） 発議第5号、輸入牛肉のBSE問題に対して万全な対策を求める意見書の提出についての提案理由の説明を申し上げます。

本件意見書の提出は、先ほど陳情第2号並びに陳情第3号が採択されたことを受けての提案ですが、当該陳情2件はその趣旨が同様であるため、一つの意見書として提出するものがあります。委員会審査終了後の21日、日米政府間で輸入再開が決定されたため、BSE対策の充実、確実な実施を求める趣旨の意見書として提出するものであります。

以上であります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（宗像公一） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（宗像公一） 以上で本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

ここで、市長より発言があれば、これを許します。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） ごあいさつと御礼を申し上げます。

平成18年田村市議会6月定例会に当たりまして、議員の皆様には公私とも御多用のところ御出席を賜り、11日間の会期をもちまして、御提案申し上げました平成18年度一般会計及び特別会計の各補正予算を初め、条例の制定、条例の一部改正、字の区域の変更、財産の取得、辺地に係る総合整備計画の変更並びに人事案件など20件の全議案につきまして御審議をいただき、原案のとおり御議決・御同意を賜り、厚く御礼申し上げます。

これら、今後の執行に当たりましては、十分議会の皆様の意を体しながら進めてまいる所存でありますので、温かい御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

梅雨に入りまして、うっとうしい日が続いておりますが、どうか議員の皆様には健康に御留意くださいます、田村市発展のために今後とも御活躍をいただきますようお願い申し上げます、私のごあいさつと御礼にかえる次第であります。まことにありがとうございました。

---

○議長（宗像公一） 改選後初めての定例会でありましたが、皆様の御協力によりましてスムーズなる運営ができました。本当にありがとうございました。

議員各位におかれましては、健康に御留意の上、ますます御活躍いただきますよう御祈念を申し上げます、これにて平成18年田村市議会6月定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午前11時51分 閉会

---

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年6月23日

議 長 宗 像 公 一

署名議員 樽 井 義 忠

同 大和田 博